

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日付の改正労働者派遣法施行に伴い、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第23条第5項)。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

※2025年1月1日付

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ (派遣料金の平均額)

派遣労働者の数	8
派遣先の数	1
マージン率	38.5%
派遣料金の1人あたりの平均額	338,520円
派遣労働者の賃金の平均額	208,046円
教育訓練に関する事項	マナー講習・安全研修・PCスキル研修
その他事項	社会保険 雇用保険 労災保険 年次有給休暇制度

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定締結の有無	有
協定の有効期間の終期	2025/3/31
労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者

東京都港区新橋5-21-1

太陽サービス株式会社

労働者派遣事業許可日:2024/6/1 許可番号:13-317313